



あつぎ

法人ニュース

<http://hojinkai.zenokuhojinkai.or.jp/atsugi/>



厚木法人会 一声運動

消費税期限内納付

納税準備預金などで計画的な納税資金の準備を

「酉の市」厚木市中町・大鷲神社にて
(写真提供/厚木市)

法人会全国大会(鳥取大会)を開催

法人会の平成31年度税制改正に関する提言披露

去る10月11日、とりぎん文化会館(鳥取県立県民文化会館)において、上部団体の(公財)全国法人会総連合主催の第35回法人会全国大会が盛大に開催され、全国から約1600名の法人会会員が参集し、当会からは小嶋会長はじめ、6名の副会長が出席した。大会に先立ち、第一部では小嶋代表取締役 島原道範氏による「大山(だいでん)どりの奇跡」35歳、どん底からの挑戦」をテーマに記念講演が行われ好評を博した。第二部の大会式典では、平成31年度の税制改正に関する提言の披露や大会宣言、また租税教育活動の事例発表が行われた。

今後、全国法人会総連合をはじめ、各県連ならびに各法人会では、この提言事項の実現に向けて、政府・政党など関係機関に対し、要望活動を実施する。



平成31年度税制改正に関する提言(要約)

― 抜粋 ―

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

○ 政府は、プライマリーバランス黒字化目標の達成時期を2025年度に大幅延期したが、2022年から団塊の世代が75歳の後期高齢者に入り始めることなどを考えれば、それまでに黒字化を達成しておくことが極めて重要になる。

(1) 2019年10月の消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。税率引き上げによる悪影響を

緩和する等の経済環境整備は必要であるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。

(2) 政府は、2016年度から18年度の3年間を集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1.6兆円(社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円)程度に抑制する目安を示し、達成した。2019年度から21年度の基盤強化期間についても、社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。

(3) 財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(4) 消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。

(5) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害するところが考えられる。政府・日銀には、

市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○ 社会保障給付費は公費と保険料で構成されている。適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制しないと持続可能な社会保障制度は構築できない。

○ 社会保障の基本的あり方では、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。その意味で、医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平性を原則とする必要がある。

(1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

(2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、政府目標であるジェネリックの普及率80%以上も早期に達成する。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつ

け、給付及び負担のあり方を見直す。
 (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。

その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

(6) 企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

○ 行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。にもかかわらず、政府・議会ともに国民の信頼を裏切るような事態に陥っているのは残念でならない。

(1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。

(2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

(3) 特別会計と独立行政法人の無駄の

削減。
 (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

○ 消費税率10%への引き上げと同時に軽減税率が導入されることになっているが、これは事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、税率10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明したい。

(1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

なお、消費税率引き上げによる駆け込み需要と反動減による景気変動を抑制するための方策として、「消費税還元セール」等の表示を可能とすることが政府で検討されている。

これは消費税の適正な転嫁に関わるだけでなく、中小企業に対して本体価格の引き下げを要求されかねない等、影響も大きいことから慎重な検討を求める。



(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

(3) 軽減税率制度を導入するのであれば、国は国民や事業者に対して制度の周知を行い、混乱が生じないように努める必要がある。また、システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

5. マイナンバー制度について
 6. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

○ OECD加盟国の法人実効税率平均は25%、アジア主要10カ国の平均は22%となっており、依然として我が国の水準は高い。このため、国際競争力強化などの観点から、一般の法人実効税率引き下げの効果等を見極めつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

(1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置（平成31年3月31日まで）ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。また、昭和56年以来、800万円以下

に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1600万円程度に引き上げる。

(2) 租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものと適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、中小企業投資促進税制の適用期限が平成31年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。なお、中小企業投資促進税制の上乗せ措置として平成29年度に改組された中小企業経営強化税制について、事業年度末が迫った申請の認定に当たっては弾力的に対処すること、及び適用期限（平成31年3月31日まで）を延長すること。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。

※上記以外の「税制改正に関する提言」については、全法連または当会ホームページをご覧ください。

事業承継税制はどう変わった!?

自社株に係る贈与税・相続税の100%猶予を創設

公認会計士 西山 太郎

平成30年度の税制改正の大きな目玉となっている「事業承継税制」について詳しく解説します。

中小企業の事業承継を積極的に後押しする税制改正が行われました。それは、事業承継を行う際に自社株式（非上場株式）に係る贈与税・相続税の100%を納税猶予する新たな事業承継税制（納税猶予制度）の創設です。

10年間の特例措置ながら、適用要件等の緩和など大幅な拡充が図られ、中小企業にとりましては、事業承継への取り組みが行い易くなったと言えますでしょう。

但し、今後5年以内に都道府県に対し「特例承継計画」を提出しなければならず、また、10年以内に事業承継を実施することが必要となります。

2018年（平成30年）4月1日から2023年（平成35年）3月31日までの間に特例承継計画を都道府県に提出

し、経営承継円滑化法第12条1項の認定を受けた特例認定承継会社の非上場株式が対象となり、2018年1月1日から2027年12月31日までの間に贈与や相続等により取得する財産に係る贈与税や相続税に適用されます。

特例承継計画は、認定経営革新等支援機関（多くの公認会計士・税理士がこの欽定を

受けておりますのでご心配なく）の指導や助言を受けた特例認定承継会社が作成した計画であって、その事業承継会社の後継者や事業承継時までの経営見通し等が記載された計画です。

中小企業庁から、その記載マニュアルが公表されていますので、それに沿って作成すればよいだけです。

改正（特例）の内容

特例1…全株式対象および納税猶予割合100%

今回創設の特例では、事業承継税制の対象となる承継会社の株式数の上限が撤廃され、全株式が適用可能となりました。

また、相続税の納税猶予割合も100%に拡大されました。

この結果、相続税の納税猶予割合は、現行制度では約53

限を撤廃し議決権株式の全てを猶予対象とする共に、猶予割合を100%に拡大しており、結果として事業承継の係る税負担はゼロとなる。

特例2…雇用確保要件の実質的撤廃

事業承継税制には、事業承継後5年間平均で承継当時の雇用の8割以上を維持できなかったら、納税猶予は打ち切られるとする要件がありました。本特例ではこの雇用確保要件を満たさなくても納税猶予期限は確定せず、猶予された税額を納付しなくても、継続できることになりました。

ただし、雇用の8割以上が維持できない場合には、その理由を記載した書類を都道府県に提出することが条件で、その理由が経営状況の悪化や正当なもの認められない場合は、認定経営革新等支援機関から指導や助言を受けた内容を記載することが義務付けられています。

このように、書面の提出で済むこととなったので、「雇用確保要件」は実質的に撤廃したのと同様です。

「事業承継税制を利用したもののだが、将来に亘っての」雇用確保要件」の継続が引っかけたって利用を躊躇していた」

方には、この特例が救いとなるのではないのでしょうか。

特例3…後継者は3人まで対象を広げることが可能に

現行事業承継税制は1人の先代経営者から1人の後継者へと自社株式（非上場株式）を贈与や相続をする制度ですが、今回の特例制度では、この組合せのパターンが大きく広がります。

まずは、特例の後継者は、①当該特例承継計画（今後、5年以内）に都道府県に提出するもの）に記載された当該特例認定承継会社（事業承継をする会社）の代表権を有する後継者で、かつ、②同族関係者と合わせて当該会社の総議決権の過半数を有する者に限られます。

また、③当該同族関係者のうち、当該会社の議決権を最も多く有する者と規定されていますが、この③については、当該特例承継計画に当該後継者を2名や3名以上と記載したとすれば、当該議決権のそれぞれ上記2名、あるいは上位3名の者まで広げることが可能です。

但し、いずれも当該議決権数の10%以上を有する後継者に限られます。

この特例を利用することにより、兄弟など複数の後継者への承継（例…兄が代表取締役社長、弟が代表取締役専務など）にも事業承継税制が適用することが出来るようになりました。

特例4…先代経営者以外からの贈与もOK

特例後継者が特例認定承継会社の代表者以外の者から、贈与等により取得する特例認定承継会社の非上場株式についても、特例承継期間である5年以内に当該贈与等に係る中告書の提出期限が到来するもの限り、特例の対象となります。

この特例は、現行制度の事業承継税制の対象となります。

注意したいのは、現行制度も特例も先代経営者からの贈与を皮切りに行われた一連の贈与を対象とすることです。

つまり、一連の贈与の最初は先代経営者に限られ、先代経営者より前の贈与は対象とはならず、また先代経営者からの贈与と他の者からの贈与が別の年となる場合には別途都道府県に申請する必要があります。

この特例により、事業後継者への株式の集中が容易になりました。

特例5…相続時精算課税制度の適用範囲拡大

平成29年度税制改正において、事業承継税制の対象とした非上場株式の贈与に相続時精算課税制度を適用（暦年課税との併用可）することができるようになりました。

事業承継税制の特例では、

特例3および特例4のとおり、複数の者から複数の後継者への贈与が対象となるのに伴い、特例後継者が贈与者の推定相続人以外の者（その年1月1日において20歳以上である者に限定）であり、かつその贈与者が同日に60歳以上の者である場合には相続時精算課税を適用できるようになります。

さて、事業承継税制では、次世代への贈与ないしは先代経営者の相続が開始するまで贈与税等は「猶予」されているに過ぎないわけですから、猶予されている税額としては低い方が望ましいわけで、その点、税率の低い相続時精算課税制度が適用することは大いにメリットがある訳です。

特例6…経営環境変化に応じた減免

現行の事業承継税制は、後継者が株式を売却するなどして納税猶予が取消しとなった場合には、事業承継時の株価

を基に贈与税額・相続税額を納付する必要があります。

特例では、経営環境の変化により株価が下落する一定の要件を満たす場合には、その売却や廃業時の株価を再計算し、事業承継時の価額との差額を免除する制度が導入されます。

経営環境の変化を示す一定の要件とは、特例認定承継会社の赤字や売上減などが、実際の売却価格が5割未満の場合は、さらに減免する措置も設けられています。

さて、将来における経営環境変化が見通せないことにより、事業承継税制の適用を見送ってきた方は多くいたでしょうが、この特例により利用しやすくなったのではないのでしょうか。

さて今、税理士業界はこの改正された「事業承継税制」で大いに盛り上がっています。それはこのような事情からです。

日本の企業の99%は中小企業で占められており、その中小企業経営者の年齢層のピークは、60歳代後半に差し掛かっているというのが現状です。そのうち多くの割合を占める団塊世代の経営者は、オリンピックが行われる2020年

には70歳を迎え、その多くが引退する（であろう）といわれており、事業承継が待ったなしの状況となっています。

このような状況下において、税制面からも事業承継を後押しする意味で、平成21年度税制改正から「事業承継税制」と呼ばれる制度が設けられていきましたが、今回の改正前の制度ではその適用要件の厳格性などから使い勝手が悪く、利用する経営者や適用を勧め

る税理士も多くはありませんでした。

平成21年創設から平成28年3月末時点での経済産業大臣の認定件数は「贈与税 626件」「相続税 894件」であり、380万社ともいわれる中小企業の数からも考えられると明らかに少ない水準です。

そこで、適用件数増加のために、今回の税制改正で事業承継を加速させるための適用要件の大きな緩和がなされたという訳です。

さて、長く政権政党である自民党の有力な支持層である農業者に対しては、「食料自給率の向上・維持」の名目の下、以前から大変有利な「事業承継税制」（農業の事業基盤である「農地」の相続についてではあるが）が用意され

ていました。

今回の中小企業者に対する配慮は、資源を有しない我が国経済にとって分厚い中小企業の層が如何に大事かということに政権党が気付いたということでしょう。

良いことづくめに見える今回の事業承継税制の改正ですが、現時点での私の評価・留意点を述べれば下記のようにです。

●今回の改正で全ての中小企業に利点がある訳ではありません。「十分な内部留保がある」「良好な損益状態が継続している」などの優良企業のオーナー層にとっては多大なメリットがありますが、そうではない中小企業にとっては無縁の改正であろう（よって、税理士業界の盛り上げもいずれば沈静化するでしょう）。

●事業承継に関しては銀行・生保やコンサルタントから株価の引下げを中心とした様々な節税スキーム（その多くは借入金増加、不要不動産の購入など危険なスキームが多いのですが）が提案されてきましたが、どのような節税スキームより強力な今回改正により今後はこの事業承継税制を活用することが主流になっていくであろう。

《平成30年分年末調整等説明会》の開催のお知らせ

《日程及び会場》

対象地域※	開催日	開催時間	会 場
愛 川 町	11月12日(月)	(用紙配付) 13時00分～13時30分	愛川町文化会館(3階大会議室) 愛川町角田250-1
厚 木 市 清 川 村	11月15日(木)	(説明会) 13時30分～16時00分	厚木市文化会館(大ホール) 厚木市恩名1-9-20

※対象地域の説明会に出席できない場合、他の地域の説明会に出席されても差し支えありません。

《問合せ先》

説明会、 源泉所得税関係について	厚木税務署 法人課税第1部門(源泉所得税担当)	TEL 046-221-3261(内線313)
用紙請求、 法定調書関係について	厚木税務署 管理運営部門	TEL 046-221-3261(内線121)
用紙請求(市町村関係)、 給与支払報告書及び 住民税特別徴収について	厚木市役所 市民税課 特別徴収係	TEL 046-225-2011(直通)
	愛川町役場 税務課 町民税班	TEL 046-285-6915(直通)
	清川村役場 税務住民課 課税係	TEL 046-288-3849(直通)

《お願い》

1 説明会の開始30分前から、会場の受付で年末調整関係用紙を配布いたします。

2 ご出席の際には、税務署からお送りした『平成30年分年末調整のしかた』及び『平成30年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引』を必ずご持参ください。

3 諸用紙については、税務署からお送りした「平成30年分年末調整等説明会の開催のお知らせ」の「出席票兼関係用紙請求書」に請求枚数等をあらかじめご記入になり、会場受付にご提出の上、お受け取りください。

各会場とも駐車台数に制限があり、駐車できなくなる場合がありますので、車でのご来場はなるべくご遠慮ください。

※ 税務署へのお問合せは自動音声案内に従い、説明会(会場案内)、用紙請求(源泉所得税関係・法定調書関係)については「2」番(税務署)を選択してください。

なお、年末調整のしかたなど国税に関する一般的なご相談については「1」番を選択し、電話相談センターをご利用ください。



法定調書の作成・提出は「e-Tax」で！

「法定調書」の作成・提出は、e-TaxソフトWEB版をご利用ください！

- e-TaxソフトのPCへのインストールをせず、WEBブラウザ上で申請や帳票表示が可能。
- 画面上で簡単な入力により法定調書が作成できる。
- 給与計算ソフト等で作成した表計算形式のデータから一括取り込みもできる。
- MacOSについても一部対応。

《電子で提出すると、企業・税理士側に次のようなメリットがあります。》

- ① 支払調書等の印刷、押印の事務負担が軽減。
 - ② 宛名ラベルの印刷、封入作業が削減。
 - ③ 封入誤りなどの「リスク」が軽減。
 - ④ 送付料金や送付事務が削減。
- 併せて給与支払報告書をeLTAXで提出すれば、市区町村ごとに仕分けすることなく一括で送信可能！
※ すべての市区町村に対して、eLTAXで給与支払報告書の提出ができます。

話すことは、モヤモヤを突き放すこと



産業カウンセラー
柏木 勇一

◆「思っていることを相手に言えずに悩んでいます」

20代後半の女性社員が語り出しました。メーカーの経理部勤務。専門学校で簿記・経理を学び就職して5年目。実直な仕事ぶりは周囲からも認められていました。コツコツと取り組むタイプで、遠慮がちで引つ込み思案とも語りました。それでもミスなく仕事ができれば、と思っていたのですが、女性先輩社員が、仕事の手順を急に変えたり、余分な仕事を押し付けて早く帰ってしまふ姿に耐えられなくなりました。自分の思いを伝えたいのですが、勇気がなくつい黙ってしまい、気持ちが悪くみえます。

皆さんも経験し、職場でもよく見かけることと思います。言いたいことを心に溜めて我慢しているとどうなるでしょう。不満がお腹に溜まりすつきりしませぬ。「思う事言わねば腹ふくる」ということわざもあります。この状態が続くと、心と身体のバランスが崩れ、ストレスによる心身の症状が進行していきます。早く対処しなければいけません。どうしたらいいでしょう。

◆古今東西、言い伝えられていたことわざです

対処法にたどりつく前に、このことわざについて触れます。共通する話は少なくありません。『王様の耳はロバの耳』という話をご存知の方も多いと思います。ギリシャ神話から題材を取った児童劇の戯曲です。王様に呼ばれた床屋さんが、王様のロバのように大きい耳に驚きましたが誰にも言えませんでした。相談を受けた医者「言いたいことを我慢してお腹がふくれる病気だ。このままでは死ぬぞ。せめて穴を掘ってその中に叫びなさい」とアドバイスした話です。ハッピーエンドになるストーリーですが、その結論はここでは省略します。

日本でも鎌倉時代の吉田兼好の随筆『徒然草』に、「おぼしき事言はぬは腹ふくるるわざなれば」とあります。その原典が平安時代の随筆『大鏡』とされています。さらに遡れば中国の宋の時代の書物にもあることが分かりました。大昔から言い伝えられていたのです。『徒然草』では、思うことを

気晴らしで書いた後は人に見せないで破って捨てることと続きます。穴を掘って言い放つことと合わせて、悶々としたら行動でストレスを解消していたことが分かります。

◆自己表現のポイントは「気持ちを言葉にして伝える」こと

さて現代の対処法はどうでしょう。紙に書き出して捨てる、穴を掘って嫌なことを叫ぶ、なども悪くはないのですが、例えば職場の対人関係に悩んでいる場合は、適切ではないでしょう。よく言えば自己満足。何も解決しませぬ。ここで強調したいのは「アサーティブな自己表現」です。ポイントは3つ。①事実を伝える ②気持ちを言葉にして伝える ③そして提案する、です。

いきなりこの3つを表現することは難しいでしょう。ひとつでもふたつでも構いません。経理部の女性に当てはめれば、「急に手順を変えられると不安になります。事前にみんなに話していただけないでしょうか」という言い方はできないでしょうか。

黙っていないで話すこと。最初はやんわりとでも、短くても構いません。「話す」は「放す」につながります。話すことで気持ちのモヤモヤを突き放すことができるのです。

〈筆者紹介〉

柏木勇一（かしわぎ・ゆういち）
1941年生まれ。大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在EAP企業でカウンセラーとして活動。産業カウンセラー、家族相談士、交流分析士。

国税の申告納税はe-Taxで!

◇税務署に向かわずに、自宅やオフィスから申告・納税でき、交通費や郵送料の**コストダウン**につながります!

国税庁e-Tax
キャラクター
イイTax君



税理士の先生にお任せしているので...



という方は、税理士に「**代理送信**」をお願いしてください!!

◇法人（納税者）が電子証明を取得する必要はありませんので、**手間がかかりません**。先生に「送信」してもらっただけで申告完了。

地方税ならeLTAX



エルレンジャー

eLTAX（地方税ポータルシステム）との双方利用でより便利に。

厚木税務署での地方税職員による県・市町村申告書等取扱は、行っておりません。地方税の申告はeLTAXを是非ご利用ください!!

～ e-TaxとeLTAX ネットでスマート申告・納税 ～

▼県法連の社会貢献活動へ参加(下草刈り)
～県立21世紀の森での森林再生事業～

7月21日、神奈川県の水資源確保のため、上部団体の神奈川県法人会連合会が実施している社会貢献活動「森林再生事業」に、県下18の各法人会等から総勢387名が集まり、本会から15名が参加協力した。南足柄市の県立21世紀の森「成長の森」において、厳しい暑さの中、下草刈りを行い汗を流した。また終了後は、七沢荘において慰労会(入浴・昼食)を行った。



▲花火大会翌日の
河川敷早朝清掃へ参加
8月5日、社会貢献活動の一環として、あつぎ船まつり花火大会翌日の早朝清掃に本会から14名が参加協力した。



▲青年部会があつぎ船まつりステージで
「税金体操」を披露

青年部会は8月4日、あつぎ船まつり会場メインステージ(厚木中央公園)において、地域住民の納税意識の高揚ならびに税に対する理解と意識啓発を目的に税金体操を披露した。当日は30名の部会員が集まり、活気溢れるステージで会場は大きな歓声に包まれた。



▶青年部会バーベキュー大会

青年部会は8月26日、相模川河川敷(三川合流点)において、部会員とその家族をはじめ、会社の仲間などを交えて、バーベキュー大会を開催した。当日は38名が参加し、楽しい一日を過ごした。



▶県法連の女性部会連絡協議会セミナー

9月19日、新横浜国際ホテルにおいて、県法連主催の女性部会連絡協議会セミナーが開催された。当日は県下の法人会女性部会から220名が参加し、本会から5名が出席した。特別講演として、料理研究家・料理学校長の浜内千波氏(写真右)を招き「健康で笑顔のある毎日は食卓から」をテーマに講演が行われ、講評を博した。



▲源泉部会定例研修会
源泉部会は9月12日、厚木アーバンホテルにおいて定例研修会を開催し、36名が参加した。当日は社会保険労務士の三嶽忍氏を講師に招き「働き方改革関連法の内容とは」をテーマに、時間外労働の上限規制、高度プロフェッショナル制度、同一労働同一賃金等の対応を検討すべき事項について研修した。



▶青年部会研修会(ヨガ講座)

青年部会は9月3日、厚木商工会議所において研修会を開催し、28名が参加した。当日はヨガワンネス代表の中山みゆき氏(写真上)を講師に招き「心と身体に栄養を与えてくれる、今を輝くヨガ講座」をテーマに、ヨガの講義と実践・体験ヨガを学び、大変好評だった。



◀**県法連の税制セミナー**
 10月4日、箱根湯本の湯本富士屋ホテルにおいて、県法連主催の税制セミナーが開催された。県下の各法人会から190名が参加し、本会から13名が出席した。第1部では、平成30年度の税制改正のポイントについて研修し、また平成31年度法人会税制改正の提言について説明があった。第2部の特別講演では前参議院議員・タリーズコーヒージャパン創業者の松田公太氏（写真左）を招き「すべては一杯のコーヒーから」をテーマに講演が行われ、好評を博した。



▲**女性部会日帰り旅行会**

女性部会は10月3日、12名が参加して伊豆方面へ日帰りバス旅行会を開催した。「ランプミュージアム＆フラワーガーデン」の見学をはじめ、伊豆高原「花吹雪」での昼食や海産物の買物を楽しみ、親睦を深めた。



第26回チャリティーゴルフ大会を開催

9月27日、大厚木カントリークラブ本コースにおいて82名が参加し、また多くの協賛企業のご協力を得て、チャリティーゴルフ大会を開催した。参加者等からの寄付金は総額90,099円となり、社会福祉事業に役立てていただくため、本会活動地域の厚木市・愛川町・清川村へ寄付させていただきます。



【東西南コース（3コース）】

総合優勝 井上 聡 氏 (GROSS 87 NET 69.0)

総合2位 野上 元 氏 (GROSS 78 NET 70.8)

総合3位 平島 崇宏 氏 (GROSS 89 NET 71.0)

【東・西コース】

優勝 野上 元 氏 (GROSS 78 NET 70.8)

【西・南コース】

優勝 荻原 敦 氏 (GROSS 76 NET 72.4)

【南・東コース】

優勝 井上 聡 氏 (GROSS 87 NET 69.0)

▶小嶋会長（左）から総合優勝のトロフィーを受取る井上聡氏（右）



チャリティーゴルフ大会への協賛企業ご紹介

9月27日のチャリティーゴルフ大会においては、多くの皆様にご協賛いただきまして誠にありがとうございました。

景品寄贈者名簿（順不同）

厚木法人会 正副会長会 様	税理士法人あいかわ 様
(株)小島商店 様	(有)計算センター愛川 様
(有)神崎工務店 様	スウィーツスポット 様
黄金井酒造(株) 様	(株)ノーマ 様
東京地方税理士会厚木支部 様	(株)東明サイエンス 様
(有)小松管工 様	(株)野間工業 様
大同生命保険(株)湘南支社厚木営業所 様	AIG損害保険(株)厚木支店 様
アフラック湘南支社 様	(有)エヌケイハウジング 様
(有)難波商事 様	(株)セキトウェブ 様
(有)飯山倉庫 様	F Uスポーツ 様
(有)マルモ米穀 様	大厚木カントリークラブ 様
平島運輸(株) 様	東日工業(株) 様
(有)シーオーエム 様	



▲**愛川支部の美化清掃活動**

（クリーンキャンペーン）

愛川支部は10月6日、愛川ライオンズクラブと共催で、20名が参加して町内の美化清掃を実施した。



▲**厚木第1支部料理教室**

厚木第1支部は10月11日、厚木ガス中町ショールーム・リセにおいて、料理教室を開催した。当日は30名が参加して、チキンのパエリアや手作りソーセージのポトフなどを作り、大変好評だった。調理後はお楽しみ会の試食会となり、参加者相互の交流を深めた。



インターネットセミナーのご案内

本会ホームページから無料で視聴することができます

会員企業をはじめ、一般向けに経営支援情報や環境、健康、カルチャーなどのセミナーをインターネットを通じて配信しています。多彩なセミナー動画を常時公開していますので、仕事に役立つ情報やヒントが満載です。

◎インターネットセミナーだから何時でも・何処でも・好きなだけご利用できます。

◎映像と音声による本格的セミナーが受講できます。

◎忙しくてセミナーや研修会に参加できない方などに最適です。

◎社内研修や自己研鑽などにご活用ください。

◎本会会員は、ID(hj0229)とパスワード(1055)を入力してログインすることによって、より多くのコンテンツを視聴できます。



【 無料記帳指導制度のご案内 】

東京地方税理士会厚木支部のご協力を得て、税理士関与されていない方を対象に、記帳指導を行っています。この制度は、東京地方税理士会厚木支部の担当税理士が、皆様の会社の事務所に直接訪問して3回程度記帳指導を行うもので、指導料は無料です。ご希望の方は法人会事務局までご連絡ください。

税金クイズなど、その他各種のお申込み・応募先は、法人会事務局まで
〒243-0017 厚木市栄町1-16-15 (厚木商工会議所3階)
公益社団法人 厚木法人会 事務局
TEL 046-221-1055 FAX 046-222-3808
E-mail info@a-net.or.jp

個人情報の取扱いについて

当会は、会員企業に係る「個人情報」を、研修会・諸会議等の開催通知、広報誌等の送付、並びに福利厚生制度等のご案内、名簿作成など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは、一切ございません。

新入会員紹介

期間 [平成30年7月～平成30年9月]

地区・支部名	会 員 名
厚 木 西	株式会社 きたむら保険事務所
厚 木 南	キョウ・アート・アンド・デザイン 合同会社
睦 合 北	アイリス代行
睦 合 南	有限会社 三田自動車工業所
睦 合 南	古典芸能を守る会
妻 田 第 2	ビストロ ヴィノープル
南 毛 利 北 西	アンリツデバイス 株式会社

※ 機関紙等の公開に同意いただいた新入会員を掲載しています。

【 無料相談のご案内 】

本会では、下記事務所のご厚意により、無料で税務、社会保険、不動産・会社登記等の相談を実施しています。ご希望の方は、法人会事務局(Tel.221-1055)または下記事務所へお電話してください。

■浅岡信一税理士事務所

厚木市旭町2-2-18
電話(046)229-7030

■税理士法人あいかわ 和田明

愛川町春日台5-4-8
電話(046)286-2256

■ライトハウス税理士法人

厚木市水引1-1-6 サミット厚木ビル4階
電話(046)222-8800

■村松マユミ社会保険労務士事務所

厚木市栄町1-5-4-504
電話(046)225-0725

■八木章 司法書士事務所

厚木市水引1-15-17 小島ビル2階
電話(046)297-3105

■司法書士 石垣公雄事務所

厚木市寿町3-4-5 米山ビル301
電話(046)221-5556

税務職員を装った不審な電話 「振り込め詐欺」にご注意ください

税務職員を装い、現金自動預け払い機(ATM)を操作させ振込みを行わせる「振り込め詐欺」による被害が発生しています。



— 被害に遭わないための注意事項 —

納税者の皆様が予期せぬ被害に遭わないよう、次の点にご注意願います。

- ① 税務職員が納税者の皆様に電話でお問い合わせする場合は、提出していただいた申告書等を基にその内容をご本人に確認することを原則としております。
- ② 税務署や国税局では、還付金受取のために金融機関等の現金自動預け払い機(ATM)の操作を求めることはありません。
- ③ 税務署や国税局では、国税の納税のために金融機関の口座を指定して振込みを求めることはありません。

ご不審な点があるときは、下記まで電話等によりお問い合わせください。

【問合せ先】厚木税務署 総務課

電話(046)221-3261

— めざします 企業の繁栄と社会への貢献 —

会員増強運動にご協力をお願いします！ 新入会員さんをご紹介ください

正しい税知識を身につけたい。もっと積極的な経営をめざしたい。社会のお役に立ちたい。そんな経営者の皆さんを支援する全国組織、それが法人会です。現在、約80万社の会員企業、41都道県に440の会を擁する全国でも有数の団体となっています。

法人会は「健全な経営、正しい納税、社会に貢献」を柱として活動する経営者の団体です。公平で健全な税制の実現を目指し、「税制改正に関する提言」を国・地方自治体に行っています。また、会員をはじめ、地域住民の皆さんを支援する各種研修会や講演会、税の啓発や租税教育、地域振興やボランティアなど地域に密着した活動を展開しています。

法人会活動に参加することで、様々な業種の経営者と知り合い、その交流を通じてお互いの経営感覚を磨き、自らの視野を広げることができます。

さらに、女性経営者や経営者夫人のための女性部会、次世代を担う若手経営者のための青年部会などを設けていますので、これらの部会に加入されますと地域の皆さんとの交流の和がより一層広がります。

今年も会員増強月間として、10月から12月の3ヶ月間を設定しています。ぜひ、お近くのお仲間をご紹介いただきますようお願いいたします。
※1社入会につき、紹介者へクオカード(1,000円分)をお贈りしています。

法人会のキャラクター「けんた」



厚木法人会会員のみなさまへ

ハートピアが勤労者の福利厚生をサポートします！

- インフルエンザ予防接種助成、事業主慰労金を新設 —
- 宿泊旅行助成は近隣市町村も対象になりました —

ハートピアは、勤労者の総合的な福利厚生事業を行うことを目的として、共済給付（事業主慰労金・永年勤続慰労金等）や各種助成（インフルエンザ予防接種・定期健康診断・人間ドック・宿泊旅行等）、ご家族も参加できるイベントやツアー、観劇・コンサートチケットが一般価格より安く購入できるなど、会員のみなさまに魅力満載の事業を提供しております。

会費は、1人月額600円（事業主が1/2以上負担）で、家族従業員やパート・アルバイトの方も加入できます。（厚木市内の事業所が対象ですが、厚木市在住であれば市外に勤務の方でも個人会員として加入できます。）

また、未加入の事業所・個人をご紹介いただき、その事業所・個人がハートピアに加入された場合、加入会員1人につき1,000円の商品券をお渡しします。

（1事業所あたり10万円を限度とします。）

ぜひ、お取引先やお知り合いの事業所・個人をご紹介ください。

詳細につきましては、下記までお問い合わせください。



HPへアクセスしてください。

公益財団法人 厚木市勤労者福祉サービスセンター
（ハートピア事務局）
〒243-0018 厚木市中町3-16-1 厚木市役所第二庁舎8階
TEL 046-206-4151 FAX 046-206-4611
URL <https://atsugi-heartpia.zenpuku.or.jp/>
e-mail info@atsugi-heartpia.or.jp



厚木市マスコットキャラクター
おゆい
ちゃん